

告 示

埼玉県告示第四百八十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十九年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

日本トーター株式会社

東京都港区港南二丁目十六番一号

二 委託契約締結日

平成二十九年三月二十七日

三 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで